

## みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年8月9日 午後1時40分～午後2時23分  
場 所 みやま市役所高田支所会議室  
出 欠 者 出席者 19名 欠席者 0名  
議 事 1. 開 会  
2. 付議事案  
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
議案第19号 農用地の買入れ協議に係る要請について  
3. 協議事項  
1. 農地利用状況調査について  
4. 報告事項  
1. 農地法第18条第6項の規定による通知について  
2. 使用貸借解約通知について  
3. 非農地証明交付について  
5. 閉 会

出席委員（19名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名
1番	山 下 秀 徳
3番	河 野 正 春
5番	原 田 龍三郎
7番	野 田 恵 次
9番	岡 田 佳 子
11番	嶋 芙 沙子
13番	大 城 祐 吉
15番	河 野 和 夫
17番	内 藤 秋 彦
19番	徳 永 順 子

議席番号	氏 名
2番	新 開 文 則
4番	河 野 義 明
6番	佐 藤 典 美
8番	加 藤 和 己
10番	田 崎 明
12番	木 下 正 信
14番	中川原 大 吉
16番	平 川 弘 義
18番	池 田 正 幸

欠席委員（0名）

出席推進委員（19名）

座席番号	氏 名
21番	田 中 良 和
23番	石 橋 直 幸
25番	松 尾 正 巳
27番	篠 崎 宣 治
29番	松 尾 一 則
31番	坂 梨 誠 治
33番	川 口 広 樹
35番	山 下 久 弥
37番	武 藤 睦 夫
39番	岩 屋 明

座席番号	氏 名
22番	森 静 男
24番	江 崎 須三信
26番	堤 貴 大
28番	上 原 充
30番	柿 原 廣 典
32番	河 野 通 成
34番	大 城 政 英
36番	古 賀 勝 則
38番	末 吉 智 宣

本会議に出席した事務局職員

事務局長	池 田 政 俊
事務局係長	相 地 智 輝
事務局	江 崎 浩
事務局	田 中 砂 希

○事務局（池田）

それでは、ただいまから令和元年8月定例総会を開催させていただきます。  
開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（池田）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
推進委員は19名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号1番山下秀徳委員、同じく2番新開文則委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、死因贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（松尾）

申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われまので、皆様の御審議の方お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○30番（柿原）

申請書並びに現地を確認しましたが、問題ないと思われます。委員としては、最近贈与なり相続ということで、地権者が遠くへ行かれるという傾向が結構ありますが、この件については逆に地元の方が地権者となられるということで、地元委員としては喜んでおるところでございます。

なお、譲受人については、今後みやま市のミカン関係を背負っていく若者であると考えておりますので、そういうことで皆さん方の御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

○議長（徳永）

この件に関しましては、譲受人が同一人物でございますので、3番と4番は一緒に審議したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○事務局（田中）

続けて整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

申請書並びに現地確認を行いましたところ、現地はミカン畑で現在余り手入れをされていないような現状でした。それで、当然売買ですので、後も引き続いて農地として管理をして

いただくようにしていただければいけないのですが、みやま市以外で、これは八女市から買入れということですので、その方がどういう方かちょっとこちらでもわかりませんが、本人に電話で何度か連絡をとりましたけれども、留守電で電話がかからず、またメールで連絡をしてもらうようお願いをしておりましたけれども、また何の連絡もありませんでしたので、そのままでは後が農地としてきちっと管理してもらうかどうかというのが非常にこちらでも心配でしたので、実際、上陽のほうに行って本人さんにそこら辺はどうされるのか確認をとるためにきのう事務局と担当委員さんと私たち3名で上陽の家に行ってきました。突然行ったものですから申請人はおられなかったんですけど、家のほうに娘さんがおられて、そこからまたこちらから電話をしたんですけど、電話は出られませんでした。そしたら家の方に直接電話をしてくださいと電話してもらったらすぐ出られたんですよ。それで、申請人の方と農業委員の方が話をされて、みやま市の農業委員会の状況と言うんですかね、やるべきことをきちっとやってもらわんといかんということで、そういうふうな旨を説明して、あと農地として管理というか、作物を作ったりいろいろすることがどうしてもできないということであれば、年に何回か草刈りをして隣接の農地に迷惑がかからないようにということでお約束をしていただきました。

そういうことで、地元委員としてはもう問題ないんじゃないかなという判断をしているところですよ。そういうことで、皆さん方の御審議のほどよろしくお願いします。

**○議長（徳永）**

ただいま河野委員から説明がありましたように、昨日、私も含めて上陽に行って本人さんと直接やりとりをして、その確認までしてきました。

以上で整理番号3番、4番についての説明は終わりたいと思います。御質問、御意見をお受けしたいと思いますが、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号3番、4番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号5番について説明をしてください。

**○事務局（田中）**

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○32番（河野）**

この件については、申請書、また現地等を確認しましたが、親戚によりますと、もうこちらに誰もおられなくて三重県におられるということで、それで、いとこになる方にもう土地をやりますから管理をしてくださいというようなことで、仕方なしと言うたらあれですけども、贈与ということで受けられたそうです。地元委員としては何ら問題ないと判断しておりますので、皆さん方の審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。

該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、使用貸借となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（山下）

この件につきまして、申請書及び現地等を確認いたしました。地元推進委員としては何ら問題ございませんでしたので、皆様方の御審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。

該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

説明します。整理番号1番について、申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料7ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に貸車庫及び車両置場を建設するために転用するものです。

資料8ページをごらんください。東は宅地、西は田、南は田及び原野、北は宅地、畑、田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流いたします。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（松尾）

申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われまので、皆さんの御審議方お願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員長（中川原）

先日8月7日に地元推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しましたが、何ら申請書類関係に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第17号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料9ページをごらんください。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に既存の宅地と一体利用で太陽光発電施設を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しています。

資料10ページをごらんください。東は水路、西は田及び宅地、南は道路及び水路、北は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から東側の法面の定期的な除草及びソーラー撤去時は本件土地について整地するとのこと条件つき承諾を得てあります。

雨水排水については、既存溜枥を利用し南側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（堤）

8月7日に申請書及び現地等を確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われま  
すので、御審議の方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（中川原）

これも同じく8月7日に、1番と変わらないんですが、現地を確認しましたが、何ら問題な  
いと思います。審議の方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第17号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定  
いたします。

次に、議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決  
定についてを議題とします。

事務局は、議案第18号について説明をしてください。

○事務局（江崎）

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定につ  
いて説明いたします。

議案書4ページをお願いします。周年契約は、田10万7,555平方メートル、畑6,260平方メー  
トル、合計11万3,815平方メートルで、件数は38件、筆数64筆となっております。

期間借地は、田6万4,954平方メートルで、件数10件、筆数22筆です。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけております。事前に議案書を送付し  
ておりますので省略いたします。

議案書13ページをごらんください。あっせんに関する所有権移転は、機構への売渡が1件、機  
構からの買入れが1件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりです  
が、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第18号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第18号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）



御異議がないようですので、議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

次に、議案第19号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題とします。

事務局は、議案第19号について説明をしてください。

#### ○事務局（江崎）

説明します。申出人及び農地の所在は議案書のとおりです。農用地の買入協議に係る要請についてですが、面積が1万9,837平方メートルと広大で、売買価格が800万円を超え、調整困難と推測されるため、市長に対し、農業委員会として公益財団法人福岡県農業振興推進機構に買入協議を行うことを要請するものです。以上です。

#### ○議長（徳永）

先ほど説明のあったものは最初に差し替えがあった分の資料の中に入っておりますので、16ページと書いたやつがございます。その資料でございますのでよろしくお願ひいたします。

申出人の氏名が変わっておりますので、新しい資料で御確認をお願いします。

ただいま議案第19号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

みやま市長へ農用地の買入協議について要請することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第19号 農用地の買入協議に係る要請については、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは続きまして、2. 協議事項、第1号 農地利用状況調査についてを協議します。

協議事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

#### ○事務局（相地）

協議事項についてです。協議事項1番、農地利用状況調査について説明いたします。

農地利用状況調査について、調査の方法を次のとおり協議する。

①利用状況調査時期は8月から9月までとする。

②調査区域は小学校区単位（一部旧小学校）で行う。

農地法の規定により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある全農地の利用の状況についての調査を行うこととなっております。

今年度の利用状況調査については国からの指導もありますけれども、8月から9月で行いたいと思っております。前年までの調査個所に加えまして、新規の遊休農地があれば調査を行ってください。調査区域は小学校区単位を考えております。

次の18ページに割り振りをさせていただいております。危険防止等もございますので、複数人での調査をお願いいたします。

それでは、調査方法について説明します。

まず、お手元にお配りしておりますA4一枚紙をごらんください。利用状況調査の集計になります。

これは昨年実施しました利用調査に基づいて、農地の所有者に対して今後の利用について意向調査を行った集計になります。

調査対象19筆のうち回答数14筆、未回答5筆です。総面積、農振農用地面積等の内訳につ

いては表にて御確認ください。

次に回答内容ですけれども、中間管理機構に貸し付けるが5筆、自ら耕作するが1筆、その他8筆となっております。面積等の内訳については表を確認ください。

次に、ことし実施していただく農地利用状況調査について説明します。

先ほど説明しました昨年実施の利用意向調査をもとに、該当地区には調査票を作成して添付しております。というのが、今ファイルをお配りしておりますけれども、その中に事務局のほうであらかじめ昨年利用意向調査を行った筆については記入しております。ないところについては意向調査がなかったというふうにお考えください。

詳しい内容については、この総会後に行いたいと思いますので、まず協議事項の説明については以上でございます。

**○議長（徳永）**

ただいま協議事項、第1号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、協議事項、第1号 農用地利用状況調査については、提案のとおり決定いたします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が37件出されております。内容については、転用が2件、設定が29件、再設定が1件、自作が5件となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第2号、使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が6件出されております。内容については、設定が5件、所有権移転が1件となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第3号、非農地証明交付についてですが、1件の非農地証明の交付をしております。令和元年7月18日に総務委員、地元委員及び事務局で現地確認を行っております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、総務委員会からの意見をお願いします。

**○6番（佐藤）**

前の総務委員さんと7月18日に現地を確認しました。現地は家のすぐ隣で、車を置くスペースにしてありまして、カーポートとコンクリの舗装をしてありました。実際は無断転用です。農地に戻してもらいたいところですけど、面積が面積で、そして合併浄化槽を埋けるということですので、水もきれいになると思いますので、そのときに現地に行った者はもう仕方がないなというところで帰ってきました。皆様方の御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。